

後期高齢者医療保険料の軽減について

所得の低い方や被用者保険※加入者に扶養されていた方は、保険料の負担が軽くなります。
(※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。)

■所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などが…

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）

保険料の均等割額を
9割軽減

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

保険料の均等割額を
8.5割軽減

「基礎控除額（33万円）」+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯

保険料の均等割額を
5割軽減

「基礎控除額（33万円）」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

保険料の均等割額を
2割軽減

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額などが…

「基礎控除額（33万円）」+58万円を超えない方

保険料の所得割額を
5割軽減

■被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり保険料を納めることになりますが、保険料の軽減措置があります。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方

○保険料の決まり方について

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。均等割額と所得割率は広域連合で2年ごとに決められます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の
平成23年度の保険料率
(平成22年度と同率)

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料（年額）

II

均等割額 47,000円

+

所得割額
$$\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ - 33\text{万円(基礎控除)} \end{array} \right] \times \text{所得割率 } 9.03\%$$